

条例による本人確認情報の独自利用事務の新設について

1 対象事務の概要

(1) 旅券の発給に関する事務：都道府県の法定受託事務

- | | | | | |
|---------------------|---|--------|---|-------|
| ① 新規発給申請の受理・申請審査 | ⇒ | 旅券の作成 | ⇒ | 旅券の交付 |
| ② 記載事項変更申請の受理・申請審査 | ⇒ | 旅券の作成 | ⇒ | 旅券の交付 |
| ③ 査証欄増補申請の受理・申請審査 | ⇒ | 査証欄の増補 | ⇒ | 旅券の交付 |
| ④ 紛失一般旅券等届出の受理、届出審査 | | | | |

例) **新規発給申請の際に必要なとなる書類等(本県の取扱)**

- ・ 一般旅券発給申請書・戸籍謄(抄)本・写真・本人確認書類
 - ・ **住民票**
- 窓口で住民基本台帳ネットワークシステム等の利用を承諾されれば不要
 (下関パスポートセンター：県民、各市町：各市町の住民)
- ただし、住民登録直後の場合と市町の窓口で住所地以外の方が申請する場合は必要

(2) 地方自治法の特例制度を活用した県から市町への権限移譲

平成21年度から順次、山口県の事務処理の特例に関する条例により、県の旅券法に基づく旅券の発給事務(申請受理・旅券交付)を18市町へ移譲してきた。

平成28年10月から下関市へ権限移譲する運びとなり、県内全市町へ権限移譲が実現することとなった。

2 県から市町へ権限移譲することのメリット～住民の利便性の向上を目指して～

- ▶ 旅券申請窓口と戸籍抄本・住民票申請の窓口が同一箇所となる 手続のワンストップ化の実現
- ▶ 市町の判断により、支所を申請窓口に加えるなど、住民により身近な場所での申請が可能
- ▶ 県内全市町への権限移譲が実現することから、住所地以外の県内市町の窓口で申請する場合にも、住民票の添付が不要となるよう市町に対して住基ネットの利用を認めることとしたい。(県条例整備による独自利用)
 - ⇒ これまで、市町において本人確認を行うに当たり、それぞれの市町の住民に対してのみ住基(市町のコミュニケーションサーバ)を利用してきた。
 (県内の他市町住民は、本人持参の住民票を添付)
 県内他市町の住民が、通勤・通学等により住所地以外の市町で旅券を申請する場合においても住民基本台帳ネットワークシステム(住基ネット)を利用できるようにするもの

(参考) 全国の状況 (平成 27 年 4 月 1 日時点調査)

①	全国 30 道府県で旅券の発給に関する事務を市町村へ権限移譲
	北海道、青森、岩手、秋田、山形、茨城、栃木、群馬、埼玉、神奈川、新潟、長野、岐阜、静岡、愛知、三重、大阪、鳥取、島根、岡山、広島、 <u>山口</u> 、愛媛、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、鹿児島、沖縄
②	①のうち、11 県が全市町へ移譲 ⇒ 全国 12 県目!
	茨城、栃木、群馬、新潟、岐阜、静岡、岡山、広島、愛媛、佐賀、熊本
③	①のうち、4 県が住基ネットを市町が利用 ⇒ 全国 5 県目!
	岩手、群馬、埼玉、神奈川
④	②かつ③全市町へ権限移譲+住基ネット利用 群馬県のみ ⇒ 全国 2 県目!

3 対応方向

市町の窓口における旅券申請に当たって、各市町の住民のみならず広く県民に対して、住民票の添付が不要となるよう本人確認情報の利用及び提供に関する条例の一部改正を行い、市町の住基ネットの利用を可能とする独自利用規定を新設する

4 今後の取組

(1) 根拠条例等の整備

- ① 「本人確認情報の利用及び提供に関する条例(平成 19 年山口県条例第 2 号)」を一部改正予定
- ② 「知事以外の執行機関への本人確認情報の送信の方法を定める規則(平成 21 年山口県規則第 9 号)」を一部改正予定

(2) 市町における住基ネット接続(住基ネットの構築)

- ・ 移譲事務に係る移譲事務処理を行えるよう事務区分コードの付与
- ・ J-L I S 「住基ネット構築手引書」等を参照しながら接続

作業

- ・ 県⇒J-L I S 移譲事務管理・移譲事務区分マスタファイル作成依頼
- ・ J-L I S⇒県 移譲事務管理・移譲事務区分マスタファイルの受取
- ・ 県⇒市町 移譲事務区分マスタファイル受取
- ・ 市町：画面制御情報登録・移譲事務の利用

(3) スケジュール

時期	対応等
平成 28 年 5 月	山口県本人確認情報保護審議会
6 月～9 月	条例改正・規則改正(施行日：平成 28 年 10 月 1 日予定)
9 月まで	住基ネット担当者へ説明・市町における住基ネットの接続
10 月	条例・規則施行・住基ネット市町利用開始

■各市町の旅券申請受理状況（外務省旅券課調）

市町名	窓口開設 年月	平成26年			平成27年		
		各市町 住民	他市町 住民	合計	各市町 住民	他市町 住民	合計
宇部市	H23.10	2,825	215	3,040	2,653	228	2,881
山口市	H26.01	2,994	162	3,156	2,846	158	3,004
萩市	H21.10	536	12	548	392	6	398
防府市	H21.10	1,662	63	1,725	1,574	78	1,652
下松市	H23.10	969	26	995	997	36	1,033
岩国市	H24.10	2,395	28	2,423	2,161	36	2,197
光市	H23.10	791	18	809	764	18	782
長門市	H22.04	360	17	377	380	22	402
柳井市	H22.10	407	19	426	428	35	463
美祢市	H23.10	268	29	297	241	18	259
周南市	H22.10	2,347	91	2,438	2,427	94	2,521
山陽小野田市	H23.10	782	43	825	766	48	814
周防大島町	H22.10	177	11	188	204	0	204
和木町	H24.10	129	4	133	103	3	106
上関町	H25.11	17	0	17	24	1	25
田布施町	H24.04	167	7	174	171	8	179
平生町	H24.10	166	0	166	137	2	139
阿武町	H22.04	26	0	26	17	1	18
市町合計		17,018	745	17,763	16,285	792	17,077
下関PC		下関市民	その他市町民	下関PC計	下関市民	その他市町民	下関PC計
		4,319	110	4,429	4,096	102	4,198
市町・下関PC 合計		21,337	855	22,192	20,381	894	21,275

住民基本台帳法（昭和42年7月25日法律第81号）抜粋

（都道府県の条例による本人確認情報の提供）

第30条の13 都道府県知事は、当該都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関であつて条例で定めるものから条例で定める事務の処理に関し求めがあつたときは、条例で定めるところにより、当該市町村長その他の市町村の執行機関に対し、都道府県知事保存本人確認情報（個人番号を除く。以下この条において同じ。）を提供するものとする。

2 都道府県知事は、他の都道府県の都道府県知事その他の執行機関であつて条例で定めるものから条例で定める事務の処理に関し求めがあつたときは、条例で定めるところにより、当該都道府県知事その他の都道府県の執行機関に対し、都道府県知事保存本人確認情報を提供するものとする。

3 都道府県知事は、他の都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関であつて条例で定めるものから他の都道府県の都道府県知事を経て条例で定める事務の処理に関し求めがあつたときは、条例で定めるところにより、当該市町村長その他の市町村の執行機関に対し、都道府県知事保存本人確認情報を提供するものとする。